

香芝市告示第139号

令和6年度国民健康保険料第2期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険料収納課で保管し、送達を受ける交付の申し出があればいつでも交付します。

令和6年12月4日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者

表略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。